

期末・勤勉手当における除算制度の見直しについて（案）

1 趣 旨

職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、期末手当における在職期間及び勤勉手当における勤務期間からの育児休業期間の除算制度について、見直しを行う。

2 改正内容

期末手当における在職期間及び勤勉手当における勤務期間の算定に当たり、育児休業の取扱いを以下のとおり見直す。

現 行	改 正 案
<p>(1) 期末手当 育児休業中の職員として在職した期間を5割除算</p> <p>(2) 勤勉手当 育児休業中の職員（<u>育児休業の承認に係る期間（2以上あるときは合算した期間）が1か月以下の職員を除く。</u>）として在職した期間を除算</p>	<p>(1) 期末手当 育児休業（<u>①及び②を除く。</u>）中の職員として在職した期間を5割除算</p> <p>① <u>育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内にある育児休業で、当該期間（2以上あるときは合算した期間）が1か月以下である育児休業</u></p> <p>② <u>育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内にある育児休業以外の育児休業で、当該期間（2以上あるときは合算した期間）が1か月以下である育児休業</u></p> <p>(2) 勤勉手当 育児休業（<u>（1）①及び②を除く。</u>）中の職員として在職した期間を除算</p>

3 実施時期

令和4年12月に支給する期末・勤勉手当から適用